

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（概要）

1. 改正の趣旨

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 89 号。以下「改正法」という。）により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。）別表第 4 イ公安職俸給表（一）が改定された。

また、一昨年成立した一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 72 号。以下「旧改正法」という。）第 2 条により、給与法第 11 条における扶養手当の規定が改定されたが、同条については旧改正法附則第 6 条において経過措置が定められており、当該経過措置は令和 8 年 3 月 31 日に終了する予定である。

これらを受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号。以下「令」という。）において、

- ・ 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額（給与法別表第 4 イ公安職俸給表（一）を参考に算出しているもの）
 - ・ 扶養に係る補償基礎額の加算額（給与法第 11 条を参考に算出しているもの）
- の改定を行う。

2. 改正の概要

① 第 2 条第 2 項第 1 号及び別表関係

【改正後の別表 補償基礎額表】

階級	勤務年数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	13,340 (12,900)	14,170 (13,700)	15,000 (14,500)
分団長及び副分団長	11,670 (11,300)	12,500 (12,100)	13,340 (12,900)
部長、班長及び団員	10,000 (9,700)	10,840 (10,500)	11,670 (11,300)

備考：表中は円単位。（ ）内書は現行の補償基礎額である。

② 第 2 条第 2 項第 2 号関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 9,700 円から 10,000 円に、最高額を 14,500 円から 15,000 円に引き上げる。

③ 第2条第3項関係

【改正後の扶養に係る補償基礎額の加算額】

令第2条第3項における号	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区分	配偶者 (婚姻の届出をしないが、 事実上婚姻關係と同様の 事情にある者を含む。)	22歳に達す る日以後の 最初の3月 31日までの 間にある子	22歳に達す る日以後の 最初の3月 31日までの 間にある孫	60歳以上の 父母及び祖 父母	22歳に達す る日以後の 最初の3月 31日までの 間にある弟妹	重度心身 障害者
令和7年度	加算額(日額)	100円	383円		217円	
令和8年度	加算額(日額)	廃止	433円		217円	

3. 施行期日等

公布予定日：令和8年2月6日

施 行 日：令和8年4月1日

施 行 期 日：この政令による改正後の第2条第2項及び第3項並びに別表の規定
は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団
員等に係る損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後
の期間に係る傷病補償年金等について適用する。